

第1章 今日の青少年を取り巻く現状と課題

(1) 時代背景（社会・経済状況等の変容）

① 少子化の進行

近年、全国的に出生数は減少の一途をたどり、少子化社会が到来しています。島根県においては、平成26年の出生数は、5,359人、合計特殊出生率*1は全国的には高位の1.66ですが、近年全国平均を上回るスピードで少子化が進行しています。

少子化の進行は、学校や保育所等の小規模化や統廃合をもたらし、子ども同士の人間関係が固定的になったり、子どもと地域の人たちが関わる機会が減ったりするなど、子どもの自主性や社会性が同世代や異世代の人々との多様な人間関係の中で育まれる機会を少なくしています。

② 生活様式の変化、価値観の多様化

家庭の暮らしを見ると、様々な電化製品や調理済み食品等が普及し、物に囲まれた便利で快適な生活になっています。こうした変化は、家事労働の負担を大幅に軽減させましたが、一方では、子どもが家族の一員として家事を手伝う機会を減少させ、勤労意欲の芽生えや食の重要性への認識を見失わせることにもなっています。

また、塾などの習い事の増加、インターネットや携帯端末などの普及により屋外での集団遊びから室内遊びへと遊びの質が変化したこと及び都市化や車社会の進行などのために、身近な自然とふれあう機会や体を動かす機会が減ってきています。加えて、生活全般の24時間化が進んでいることから、健康面への悪影響や非行、問題行動につながる懸念されます。

経済発展に伴う生活様式の変化は、人々の価値観の多様化ももたらしました。「個」や「権利」が尊重される一方で「責任」が軽んじられたり、人々が共に社会を構成していく上で、守らなければならない基本的なルールについての認識が薄れたりするなどの傾向が見られます。

また、「個」を重んずるばかりに、他人には干渉しない、他人との関わりを持ちたがらない風潮も見られ、声かけをする、助け合うといった気持ちが薄れ、見て見ぬふりをする大人の姿や子育てする親の孤立感などが指摘されています。

③ 情報化の進展

情報通信技術の急速な進展は、時間や距離の制約をなくし、音声や映像などによる情報をいつでもどこでも入手可能にするとともに、私たちの生活の利便性を向上させ、経済の効率化と世界的規模の情報伝達等をもたらしました。

*1【合計特殊出生率】15歳から49歳までの女子の年齢別出生率（出生率＝人口千人あたりの出生数）を合計した値で、一人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に産むとしたときの子どもの数に相当。

今日の青少年は、インターネット等を活用し、有益な情報に触れることや幅広い交流の中から、新しい価値や文化等を創造していくことが期待されます。

一方で、労せずして大量の情報を得ることができ、疑似体験もできることから、実際の行動や体験をしない傾向が強まっています。家庭等において、情報機器等（パソコン、テレビ、ゲーム機、スマートフォン等）を使用する時間がだんだん長くなり、自然環境や人と直接ふれあうことが少なくなることや、ストレス等による心身への影響も懸念されます。

情報の安易なやり取りは、プライバシーに関する情報の漏えいの危険性をはらみ、性的な情報や残虐な情報も数多くあふれているために、情操教育上の問題や様々な犯罪に巻き込まれやすい状況も生み出しています。

家庭や学校において、青少年が情報を適切に読み取って評価し、有益な情報を選別できる能力（メディア・リテラシー）の育成が望まれます。また、インターネット等を利用した情報の送り手として、ルールやマナーを守り、責任を持って情報発信ができる力を育てる必要があります。

また、特定の有害なサイト等にアクセスできなくするフィルタリング機能の活用や家庭でのルールづくりなど青少年を有害情報から守る対策を講じる必要があります。

（２）青少年の発達段階別の特性と課題

① 【乳幼児期（就学前）】

乳幼児期は、親など特定少数の人との関わりを中心に、人間への基本的信頼と愛情を育てながら、物事への認知や情緒を発達させ人格を形成していく礎となる時期であり、また、基本的な生活習慣の基礎を築く時期でもあります。

子ども自身が、「安心できる・安全である・愛されている」と感じる事が何よりも重要であり、睡眠や食事が保障されるとともに、発達段階に応じた豊かな遊びができる環境づくりが必要です。

また、この時期の子育ては、親の負担が大きく、ストレスを感じやすいことから、子育て家庭に対して、それぞれの家庭の状況に応じたきめ細かな支援が望まれます。

② 【学童期（小学生）】

学童期は、後々の成長の基礎となる体力や運動能力を身に付け、基礎的な学力を養い、多様な知識・経験を蓄積する時期です。家族中心の生活から集団中心の生活へと進み、仲間との相互関係の中で自分の役割や連帯感などの社会的意識を獲得する時期でもあります。

学校教育はもちろんのこと、家庭と地域社会が連携して、あいさつの励行や居場所づくりなどに取り組み、地域の中で子どもたちを健やかに育てることが必要です。

③ 【思春期（中学生・高校生又は18歳頃まで）】

思春期は、子どもから大人へと成長していく過程の中で、自己を確立するために模索する時期であり、心身の成熟とともに精神的に揺れ動く、不安定で様々な悩みを抱える時期でもあります。

思春期保健の取組や相談体制の充実により子どもたちの成長を支えるとともに、飲酒、喫煙、薬物乱用等の防止対策などを通じ、心身の健康な発達を促す必要があります。

また、社会的自立に向けて、確かな学力の育成を図り、社会生活全般に関する知識・技能を身に付けるとともに、職業意識を高める必要があります。

大人たちは、子どもたちの成長・発達する力を信じ、子どもたちの試行錯誤や問題行動もこのような視点から受け止めることが必要です。

④ 【青年期（18歳頃から30歳頃まで）】

青年期は、親の保護から独立して、自立した生活を営む「大人」へと移行していく時期です。社会の現実につづき、時には、展望をなくしたりあきらめたりすることもあります。

こうした青年期には、就職情報の提供や職業適応能力等の育成を通じ、経済的・精神的・社会的な自立を応援する必要があります。

また、生涯を通じ、自らの向上のために学ぶ心や社会に貢献する気持ちを育成することも必要です。

⑤ 【ポスト青年期】

ポスト青年期とは、青年期を過ぎ、大学等において社会の各分野を支え、発展させていく資質・能力を養う努力を続けている者や円滑な社会生活を営む上で困難を有する40歳未満の者を言います。

こうしたポスト青年期には、幅広い学習者の要請に対応し、生涯学習機会を充実させるなど、専門的知識・技術の習得を応援する必要があります。

また、円滑な社会生活を営む上で困難を有する若者に対しては、教育、福祉、保健、医療、雇用など様々な機関がネットワークを形成し、それぞれの専門性を活かした発達段階に応じた支援を行うことが必要です。

(3) 島根における青少年問題の実態と課題

① 不登校・中途退学・いじめ・暴力行為

島根県の公立小中学校における不登校の児童生徒の割合は、全国平均と比較して高い状況が続いています。

いじめ問題については、平成26年度、公立小・中・高校全体で685件と前年度と比較して増加しました。「いじめ防止対策推進法」が施行されたことを受け、各学校においていじめ防止基本方針を策定し、学校全体でいじめの未然防止、早期発見や適切な対応に取り組む体制づくりを行っているところです。

スマートフォンや携帯音楽プレーヤー、ゲーム機などインターネットを利用できる機器の児童生徒の保有率が年々増加している中、ネット依存やネット上における誹謗中傷等への対応、ネットトラブルの未然防止と併せて、児童生徒だけでなく保護者への情報モラルの啓発が必要となっています。

暴力行為の発生件数は、ここ数年ほぼ横ばい傾向にあります。

② ニート・ひきこもり

雇用情勢が全国的に厳しい中、若年層の就職困難、早期離職者やいわゆる「フリーター」や「ニート」*2の増加が問題となっています。内閣府の調査によると、若年無業者（15～34歳の非労働力人口のうち家事も通学もしていない者）、いわゆるニートの数について、平成26年には約56万人とされており、依然として高止まりの状況にあります。特に、就労先が少なく、大企業も少ない本県では、青少年の就職に伴う都市部への流出に一層拍車がかかるのではないかと懸念されています。

社会的ひきこもりについては、全国的に問題になっており、平成22年に内閣府が公表した実態調査結果では、その数は狭義のひきこもり*3が23.6万人、広義のひきこもり*469.6万人とも言われており、島根県においても相談件数は増加傾向にあります。平成25年に県内の民生委員・児童委員へ行った調査では、総数が1,040人。そのうち15～39歳の若者は、453人（47%）でした。表面化しにくい事柄でもあり、その対応は今後の課題と言えます。

③ 非行・犯罪被害

島根県の少年非行の状況を見ると、補導少年は、昭和60年の1,767人をピークに増減を繰り返しながら推移していましたが、平成27年は239人と統計を取り始めた昭和24年以降最少でした。ここ数年の傾向は、初発型非行*5（万引き、自転車盗、オートバイ盗、占有離脱物横領等*6）が全体のほぼ60%を占めています。非行少年は、中学生と高校生で全体の6割から7割を占めています。

*2【ニート】「Not in Employment, Education or Training」の頭文字をとって「NEET」。職に就かず、学校機関に所属もしていない、そして就労に向けた具体的な動きをしていない若者を指す言葉。

*3【狭義のひきこもり】 仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6ヶ月以上続けて自宅に引きこもっている状態。時々近所のコンビニエンスストア等には出かけるものを含む。

*4【広義のひきこもり】 仕事や学校に行かず、かつ家族以外の人との交流をほとんどせずに、6ヶ月以上続けて自宅に引きこもっている状態であるが、自身の趣味の用事のときだけ外出する者。

※内閣府政策統括官（共生社会政策担当）「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）報告書」による。

*5【初発型非行】 非行の手段が容易で動機が単純であり、非行の入口となる罪種で、万引き、自転車盗などを言う。放置すると集団化、常習化しやすく、悪質な非行へ移行する危険性が高い。

*6【占有離脱物横領等】 遺失物、漂流物など、占有を離れた他人の物を横領する行為。（例えば、盗まれた自転車が放置され、これを更に盗んで使用していた場合など。）

また、平成27年中に刑法犯で検挙された14歳以上の少年のうち、再犯を行った者の割合は32.9%で、依然として約3人に1人は非行を繰り返す憂慮すべき状況が認められます。

少年非行の原因・動機を見ると、「所有・消費目的」「遊び・好奇心・スリル」「遊興費充当」によるものが概ね80%を占めており、罪の意識の希薄さなど規範意識の低下や我慢する心の低下がうかがえます。

大人は、少子化や情報化等の様々な社会情勢の変化を背景に、子どもがいろいろな困難や悩みを抱えていることを認識し、その問題の解決に努め、子どもの非行の未然防止、加えて非行を起こした場合の立ち直り支援を関係機関や地域が一体となって推進するなど、地域社会で子どもたちを育む環境を整備する必要があります。

一方、子どもが犯罪の被害者となる事案については、スマートフォンや携帯電話の浸透に伴い、SNS*7（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を通じて知り合った相手方からの犯罪の被害にあうケースも見られるようになりました。

近年、子どもが被害者となる不審者による声かけ、つきまとい事案は年間150件前後発生しており、家庭、学校、地域が連携して子どもの安全対策を講じることが求められます。

④ 障がい・発達障がい

子どもたちの障がいは重度・重複化、多様化しています。障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を地域で提供する体制を構築していく必要があります。

各教育機関においては特別支援教育体制の整備が進み、一人一人のニーズに応じた支援が実施されるようになってきています。各校種の校内委員会の設置や特別支援教育コーディネーターの指名はほぼ100%ですが、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成については、小学校や中学校に比べ幼稚園や高等学校では十分とはいえない状況にあります。継続した支援を行うためには、各校種を移行する際の引継ぎや連携を強化していく必要があります。

また、ADHD（注意欠陥如／多動性障がい）、LD（学習障がい）や高機能自閉症などの発達障がい*8の子どもたちが抱えている困難さや行動特性は理解されにくいことから、適切な対応がなされずうつ状態やひきこもり等の情緒や行動の問題などが起こりやすい二次的な症状が現れる場合もあります。

そのため、各市町村又は障がい保健福祉圏域において、早期発見から保健、医療、福祉、教育、就労等のサービス提供まで、ライフステージを通じた支援が行えるよう、関係機関が連携したシステムを構築する必要があります。

*7【SNS】Social Netwvrking Servis の略。インターネットを通じて人と人とのつながりを促進し、趣味などを同じくする個人同士のコミュニティの形成を支援するサービスのこと。

*8【発達障がい】自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい（LD）、注意欠陥如・他多動性障がい（AD／HD）、その他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものうち、言語の障がい、協調運動の障がい、心理的発達の障がい並びに情緒の障がい。

⑤ 児童虐待・社会的養護

子どもの養護に関する相談が増えており、とりわけ児童虐待に関する相談が急増するなど、子どもの命や人権を守るために児童虐待防止が大きな課題となっています。

児童虐待については、全国的に連日のように事件報道されていますが、島根県においても、新規の虐待認定が年間300件前後の状況が続いています。児童虐待相談全体では、「心理的虐待」が占める割合が多く、40%前後で推移している状況です。

さらに、様々な理由により家庭での養育が十分に期待できない子どもに対しては、里親制度の活用や児童福祉施設の機能の充実を図るとともに、地域社会も連携して社会全体で子どもの自立を支援する仕組みづくりが必要です。

⑥ 子どもの貧困対策

わが国の子どもの貧困の状況は先進国の中でも厳しいとの指摘があります。島根県でも、以下に示すとおり、生活保護や就学援助など経済的支援を受けている子どもやひとり親家庭の子どもの数が増えており、子どもの貧困の拡大が認められます。

島根県の生活保護^{*9}の被保護者のうち19歳以下の者の実数をリーマンショック前年の平成19年と直近の平成25年とを対比すると、482人から817人と70%近く増加しています。また、被保護者に占める19歳以下の者の割合も11.1%から13.4%へ2ポイント以上上昇しています。19歳以下の被保護者は近年、実数、割合とも大きく増えています。

就学援助を受けた児童生徒の数を平成19年と平成25年とで対比すると、要保護^{*10}が262人から405人に、準要保護^{*10}が6,172人から7,601人に増え、合計では6,434人から7,601人へと約24%の増加となっています。また、就学援助を受けた児童生徒の割合を見ると、要保護と準要保護の合計で、10.65%から14.59%へと、4ポイントの上昇を示しています。

ひとり親家庭の世帯数は年々増加しており、平成12年では5,979世帯であったのが、平成25年には9,069世帯と1.5倍に増加しています。このうち父子世帯の数と構成を見ると、平成12年では1,006世帯、総世帯に占める割合は0.38%で、平成25年では1,493世帯、0.52%と、数、構成比ともに大きくなっています。

子どもの貧困は、子どもが持っている資質や能力の十分な発揮を妨げ、ひいては将来の社会にも大きな損失をもたらすものであり、社会全体で取り組まなければならない課題です。

*9【生活保護】生活に困窮する者に対し、その困窮の程度に応じて最低限度の生活を保障し、自立を助長する制度。

*10【要保護】【準要保護】生活保護の対象となる「要保護」と要保護に準ずる程度に困窮していると市町村が独自の基準で認定する「準要保護」の2種類がある。

(4) 家庭・学校・地域・職場の現状と課題

① 家庭

現在の親の多くは、子どもを大事に思い、教養や能力を高めるためにはお金を惜しまないなど、子どもの希望や欲求に応えるよう努めてきました。

その一方で、核家族化の影響もあり、過保護や過干渉、放任などが見られ、親自身の体験や経験不足、価値観の多様化、自己中心的な考え方、規範意識の低下等を反映して、本来家庭が担うべき基本的な生活習慣や社会のルールやマナー等のしつけを保育所や学校に任せきりにしたり、子どもをきちんと叱ることができなかつたりといった問題が指摘されています。親子のふれあいやコミュニケーションの不足、子どもに家族の一員としての役割がないなど、子どもの自主性や社会性を育む上でも、家庭の教育力の低下が大きな課題となっており、親自身の学びの場が必要となっています。

近年、男女共同参画による子育ての意識は広がってきており、地域ぐるみでの子育てを支援する施策も進められていますが、子育てに負担感や孤立感を感じる親は依然少なくありません。

② 学校

家庭の教育力の低下や地域との交流の希薄化が指摘される中、これまで学校は家庭や地域社会からの期待に応えて、子どもたちに関わる様々な教育活動を行ってきました。しかし、教育課題への対応等で教員は多忙になり、子どもたちとふれあう時間が十分に確保できない状況を生んでいます。

学校の大きな役割の一つは、子どもに社会を生き抜くために必要な確かな学力を身に付けさせることです。島根県において学力低下が指摘される中で、現在進められている少人数授業等の個に応じた指導や学習習慣の確立に向けた取組等に加えて、子どもたち自身が学びの意義を理解し、主体的に学びに向かうような教育の充実が必要です。

また、人権意識の高揚、倫理観の醸成等、人間としての生き方を学ばせる心の教育の推進も、学校の大きな役割の一つです。

さらに、勤労観・職業観を育て、社会の変化に適切に対応し、主体的に社会参画できる力を育てることも、将来の社会的・職業的自立に向けて欠くことができません。本県の青少年は、高校卒業後に県外へ進学し就職する場合も多いことから、どこで暮らしていても郷土に愛着と誇りを持ち続けるようにすることが大切です。

こうした諸課題に対処していくためには、家庭や地域社会、関係諸機関と連携しながら適切に役割分担をし、学校が本来の機能を十分に発揮していくことが重要です。

③ 地域社会

生活形態の相違や価値観の違い等から、地域住民の意識の多様化が進み、従来

からの地縁的で共同体的な関係が弱体化しており、隣近所に無関心など、人間関係が希薄化しています。

また、地域活動に積極的に参加しない親が増えたことなどにより、子ども自身も地域との関わりが少なくなってきました。地域住民には子どもの姿が見えず、子ども自身も多様な人間関係の中で、社会性を身に付けることが難しくなっています。

地域では、青少年を対象とした様々な活動が行われていますが、大人主体の企画・運営になっていることもあり、青少年にその活動意義や魅力が十分に伝わらず、大人側の自己満足に終わっている場合も見受けられます。

社会に貢献できる青少年を育成するためには、既存の活動を見直し、これまでの地縁的共同体の枠にとらわれない、青少年の参画を促す新たなコミュニティーや地域活動を創造することが不可欠と言えます。

また、多様な子育て環境の中で、今の地域社会がどのように家庭教育、学校教育に関わっていくか、支援できるかなどを様々な方面から見つめ直し、考え、行動する必要があります。

④ 職場

人生を有意義に生きる上では、勤労による自己実現も大きな要素であり、青少年健全育成の場として、家庭・学校・地域に加え、「職場」をクローズアップする必要があります。

仕事と家庭生活の両立及び余暇活動充実への啓発・支援を進め、勤労者自身の自己啓発や社会人としての地域活動への参加が一層図られるよう取り組むことが重要です。それには、個々の勤労者の意識改革はもとより企業自身の意識改革が必要であり、企業が地域社会の一員として、地域や学校等への協力・支援を深めるなど一層関わっていくことが求められます。

青少年が自らの能力を発揮し働きがいを感じることができるような職場づくり、雇用の場の確保に努めながら、郷土への定住を図ることが必要です。